

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

平成3年は、湾岸地域における多国籍軍の武力行使に明け、ソビエト連邦の解体に暮れる激動の一年であった。こうした国際政治の大きな流れのなかで、我が国経済は、昭和61年末から始まった長期の拡大過程が5年目に入り、2年から引き続いた株価の下落、地価上昇の鎮静化等に伴う影響が金融、不動産業を中心に広がったのを始め、以前の高い金利水準の影響、供給過剰のストック調整要因等もあって貸家、分譲住宅を中心に住宅投資が大きく減少するなど、内需全般の拡大が続いた2年までの情勢とは異なる動きがみられるようになった。

すなわち、個人消費(民間最終消費支出)は前年比2.6%増(2年同4.2%増)と基調として堅調に推移したが、住宅投資(民間住宅投資)は同8.0%減(同4.6%増)と減少し、企業の設備投資(民間企業設備)は、同6.1%増(同12.4%増)と総じて根強いものの伸び率は大きく鈍化した。この結果、実質G NP成長率は、62年以降各年4.3%、6.2%、4.8%、5.2%と推移した後、3年は4.5%となった。四半期ごとにみると、3年1~3月期の前期比伸び率は2.0%であったが、4~6月期以降伸び率が低下し、4~6月期同0.7%、7~9月期同0.5%の後、10~12月期にはマイナス0.0%となった。

こうした経済の拡大テンポの減速に対応して、元年5月から2年8月まで5次にわたる引き上げによって6%となっていた公定歩合は、3年7月、11月、12月の3次にわたって引き下げられ3年年末には4.5%となった。

こうしたなかで、労働経済面では、総じて堅調な動きが続き、経済拡大テンポの減速を反映して3年春以降有効求人倍率が徐々に低下したものの、労働力需給は引き締まり基調で推移した。有効求人倍率は、3月の1.47倍(季節調整値)をピークに低下傾向に転じたものの、年末12月の水準は1.31倍(同)と年間を通じて求人超過の状態が続いた。一方、就業者数は3年平均で2年より120万人増加(前年比では1.9%増加)して6,369万人となり、63年以降4年連続で100万人以上の増加となった。雇用者数は5,002万人と初めて5,000万人を超え、2年より167万人の増加(前年比3.5%増)と引き続き大幅な増加を示した。また、完全失業率は年間を通じて2.1%程度と横ばいで推移した。

賃金(現金給与総額、30人以上規模)は2年に比べ伸び率はやや低下した。3年春季の民間主要企業の賃上げ率(労働省労政局調べ)は5.65%と2年の5.94%を下回ったものの、小規模事業所の賃金上昇率が高かったことから、所定内給与は前年比4.2%増と2年の伸び率をやや上回ったが、所定外労働時間の減少をうけて、所定外給与の伸びはマイナスとなり、特別給与も伸び率が低下した。

労働時間は、63年4月以降の減少傾向が3年も続き、3年4月から原則として週44時間労働制が施行されたことや人材の確保・定着のための労働条件改善の一環として週休二日制が普及したことに加え、残業時間が減少したことなどにより、年間労働時間は2,016時間と2年の2,052時間から引き続き減少した。

物価をみると、総合卸売物価は2年の湾岸危機の影響で上昇した石油等の価格が3年には下落傾向に転じたことなどにより、年間を通じて落ち着いた動きを示した。消費者物価は、生鮮野菜が天候不順の影響を受けて年間を通じて不安定要素として働いたが、基調として安定した動きで推移した。

勤労者家計の実収入は、妻の収入の高い伸びもあって実質で前年比1.8%増と堅調な伸びとなった。一方、消費支出は、基調として堅調であったが台風等で生鮮野菜等の価格が上昇したことや被服等の高級志向が薄れたこと等から、3年は実質で前年比0.9%増の伸びとなった。

以上のように、3年は61年末以降続いた景気拡大テンポの減速がみられたが、労働経済面では、労働力需

給の引き締め基調を背景に、雇用者数の大幅な増加が続き、賃金、労働時間など労働条件の改善が進み、勤労者家計の消費支出も基調として堅調に推移した。以下第I部では、このような3年を中心とした労働経済の推移と特徴についてより詳しくみていくこととする。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第1節 雇用失業主要指標の動き

平成3年の労働力需給は、2年に引き続き引き締まり基調で推移したが、経済拡大テンポの減速を反映して、春以降には求人倍率は徐々に低下した。

労働省「職業安定業務統計」によると、3年における有効求人数は月平均181万人で、前年比0.5%減と昭和61年以来5年ぶりに減少となった。一方、3年の有効求職者数は月平均129万人、前年比0.3%減と2年(同6.4%減)に比べ減少率は縮小したものの、5年連続して減少した。

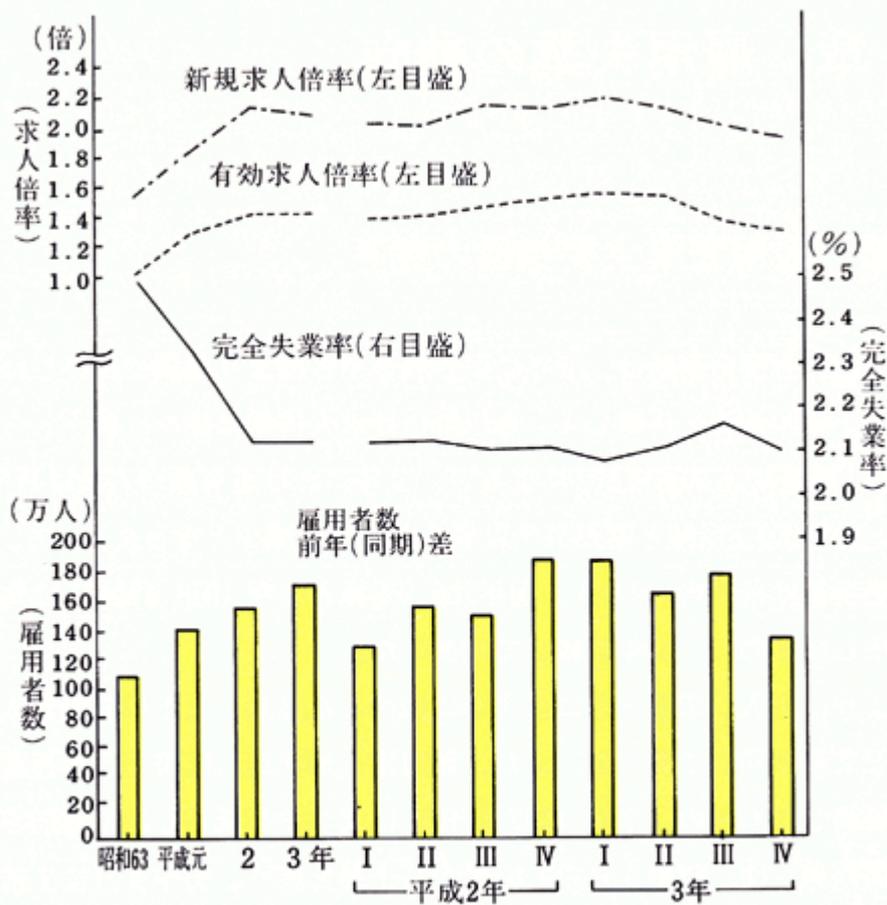
このように求人、求職ともにわずかに減少した結果、3年の有効求人倍率は1.40倍と2年と同じであった。また、新規求人倍率は2.05倍と5年連続で求人超過で推移したものの、2年(同2.07倍)に比べやや低下した。有効求人倍率(季節調整値)は、62年1月の0.61倍から上昇を続け、63年6月に1倍を超え、その後もほぼ一貫して上昇してきたが、3年3月の1.47倍をピークに4月以降低下を続け、10～12月期は1.32倍となった(第I-1図)。

労働力人口、就業者、雇用者は、2年に引き続き3年もいずれも大幅な伸びを示したが、3年秋以降いくぶん増加幅が縮小した。総務庁統計局「労働力調査」により四半期別の労働力人口、就業者、雇用者の動きをみると、労働力人口は元年4～6月期以来、就業者は元年1～3月期以来、ともに前年同期差100万人を超える大幅な増加で推移している。特に3年平均で5,002万人と初めて5,000万人を超えた雇用者数は、前年差167万人増と2年(同156万人増)を上回る大幅な増加となったが、10～12月期は同137万人増と増加幅はいくぶん縮小している(第I-1図)。

こうしたなかで完全失業率は、2年1～3月期以降2.1%程度の水準でほぼ横ばいを続けており、経済拡大テンポの減速の影響は失業率の上にはまだ現れていない(第I-1図)。

第I-1図 主要雇用指標の動向

第 I - 1 図 主要雇用指標の動向



資料出所 労働省「職業安定業務統計」
 総務庁統計局「労働力調査」
 (注) 新規求人倍率、有効求人倍率、完全失業率の四半期の値は
 いずれも季節調整値。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第2節 労働力需要の動向

1) 求人動向

(高水準ながら減少に転じた新規求人)

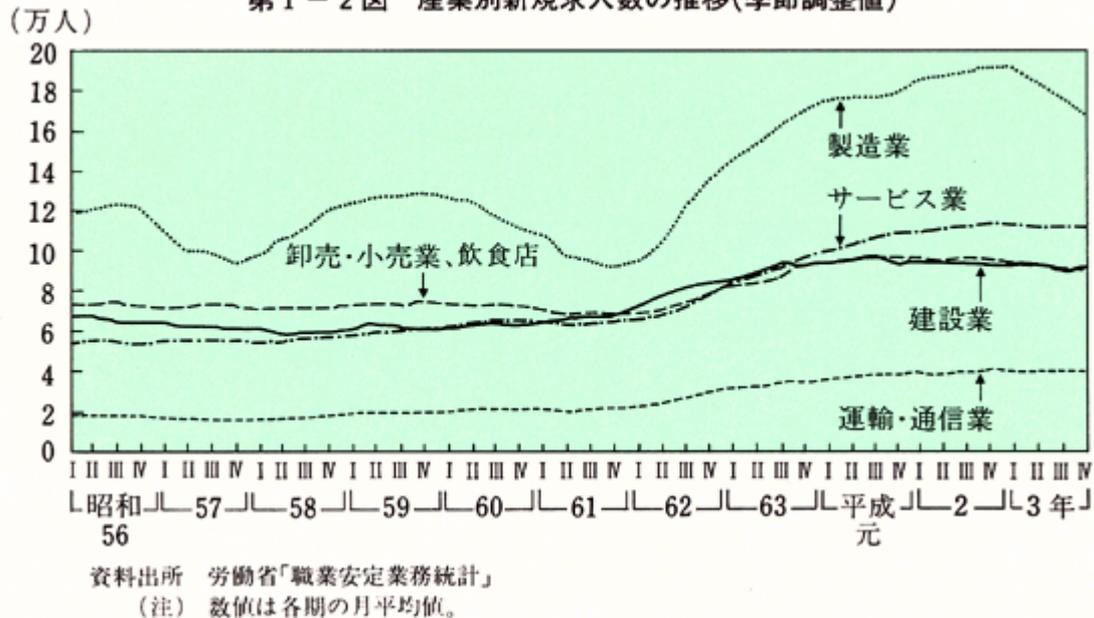
平成3年の一般労働市場(新規学卒以外の労働市場)における新規求人は月平均63万4,760人で、前年比1.5%減と昭和61年(5.1%減)以来5年ぶりの減少となった。これを四半期別に前年同期比で見ると、4~6月期までは増加したものの7~9月期に3.3%減と減少に転じ、10~12月期は5.5%減と減少幅が拡大した。また、季節調整値で見ると、2年10~12月期に月平均65万5,829人と昭和50年代以降の最高水準を記録した後、減少に転じている。

3年の新規求人をパートタイム労働者とそれ以外の一般労働者の別に分けてみると、一般労働者の新規求人は月平均53万0,716人(前年比1.9%減、2年同3.9%増)、パートタイム労働者の新規求人は10万4,044人(前年比0.4%増、2年同5.9%増)となった。四半期別に前年同期比を見ると、一般労働者では4~6月期から、パートタイム労働者では7~9月期から減少に転じている。

パートタイムを除く新規求人を産業大分類別にみると、製造業で前年比4.0%減となったほか、建設業、卸売・小売業、飲食店でも減少となった。これを季節調整値で四半期別にみると、景気の山に対して先行して動くと思われる製造業で2年10~12月期に昭和50年代以降最高の水準となった後、3年に入ってから減少が続き、10~12月期には1年前の水準と比べて88.9%の水準まで減少しているが、その水準自体は依然高いものとなっている(第I-2図)。なお、それ以外の産業ではほぼ横ばいないし微減にとどまっている。

第I-2図 産業別新規求人数の推移

第1-2図 産業別新規求人数の推移(季節調整値)



パートタイム労働者に対する新規求人を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店、製造業、サービス業の構成比が大きく、3年にはこの3産業で全体の92.0%を占めている。前年比をみると、卸売・小売業、飲食店では3.5%の減少、製造業では横ばい、サービス業では6.7%の増加と産業間に違いがみられる。

このように3年における求人は、経済拡大テンポの減速の影響を受けて製造業一般労働者を中心に5年ぶりに減少に転じたが、なお高水準で推移した。

職業安定業務統計と求人倍率

職業安定業務統計は全国の公共職業安定所(478所)とその出張所(115所)における業務取扱状況に基づいています。これには、事業所から出される求人に関するもの、就職を希望して来所した求職者に関するもの及び両者の結合状況を示す就職に関するものがあります。一般職業紹介として毎月発表されるデータは学校卒業者に関するものが除かれているので注意が必要です。

労働市場の動向を示す指標である求人倍率は、当月に新たに登録された「新規」求人・求職の比である新規求人倍率と有効期間内(原則として申し込み月を含めて3か月有効)の「有効」求人・求職の比である有効求人倍率の2種類のデータがあります。後者は動きが安定し方向が読みとりやすく、また景気の動向とほぼ一致した動きを示し、前者は先行的な動きを捉えることができます。

求人倍率=求人件数/求職者数

充足率=就職件数/求人件数

就職率=就職件数/求職者数

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第2節 労働力需要の動向

2) 雇用の動向

(雇用は大幅な増加が続くものの伸び率は年末にはやや鈍化)

就業者、雇用の動きを総務庁統計局「労働力調査」によりみると、3年平均で就業者は6,369万人(前年差120万人増)で、2年(同121万人増)に引き続き大幅な増加となった。これを従業上の地位別にみると、自営業主(859万人、前年差19万人減)、家族従業者(489万人、同28万人減)が減少したのに対し、雇用者数(5,002万人)は前年差(167万人増)では統計上比較可能な昭和29年以降最大の増加幅、前年比(3.5%増)でみても40年代の高度成長期以来の高い伸びとなり、この結果初めて雇用者数は5,000万人を超えた。

雇用者数の動きを四半期別にみると、2年10～12月期に前年同期差191万人増と最大の増加幅となった後、その後も同160～180万人台の増加が続いたが、3年10～12月期には同137万人増と増加幅が縮小した。また、季節調整値でみても2年10～12月期の前期比1.4%増の後、3年1～3月期同0.9%増、4～6月期同0.6%増、7～9月期同0.8%増、10～12月期同0.5%増と伸び率は次第に鈍化した。

雇用者を男女別にみると、男子3,084万人(前年差83万人)、女子1,918万人(前年差84万人)となり、3年連続で女子雇用者の増加幅が男子雇用者の増加幅を上回った。

雇用者の増加について雇用形態別にみると、常雇は前年差161万人増(2年同140万人増)、臨時・日雇は同6万人増(2年同16万人増)となっており、3年の雇用者の増加はほとんどが常雇の増加によるものであることが分かる。

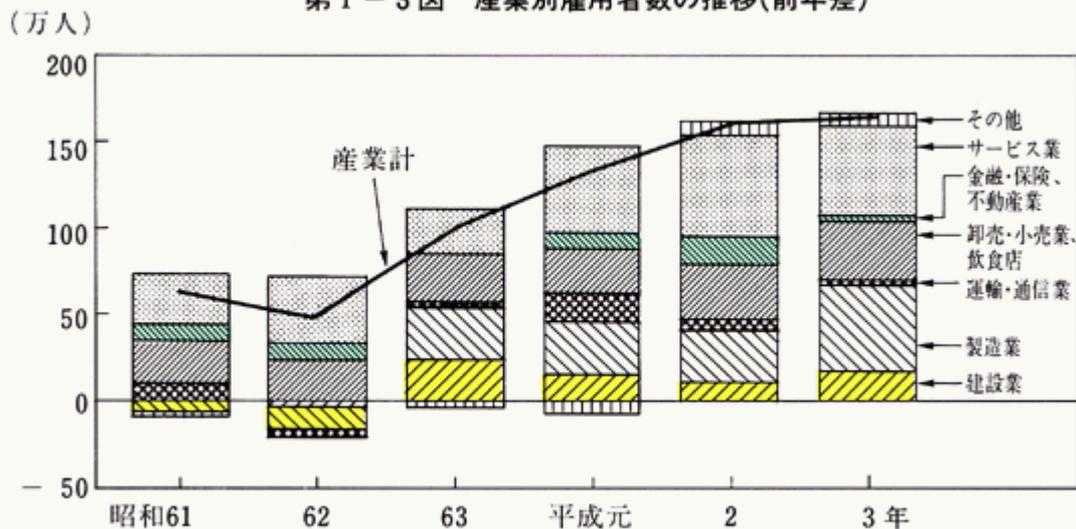
また、雇用者の増加を週間就業時間階級別にみると、35時間以上が前年差82万人増(2年同31万人増)、35時間未満が同80万人増(2年同121万人増)となっている。なお、60時間以上は同50万人減(2年同25万人減)となった。

(各産業で大幅な雇用増)

3年の雇用者の動きを産業別にみると、前年差でサービス業52万人増(前年比4.6%増)、製造業51万人増(同3.9%増)、卸売・小売業、飲食店33万人増(同3.2%増)、建設業17万人増(同3.7%増)となっており、特に製造業、建設業の第2次産業において2年と比べ増加幅が拡大している(第I-3図)。また、金融・保険業、不動産業では前年差3万人増(1.2%増)と前年(同16万人増、7.1%増)の大幅な伸びから増加幅が縮小した。製造業については、生産は四半期別にみて2年10～12月期に最高水準に達した後、減少ないし停滞傾向で推移したが、雇用者数は3年央にかけて逆に増勢が強まった。しかし、製造業の雇用者数も10～12月期には労働省労働経済課試算による季節調整値でみた前期比で0.7%の減少となった。

第I-3図 産業別雇用者数の推移

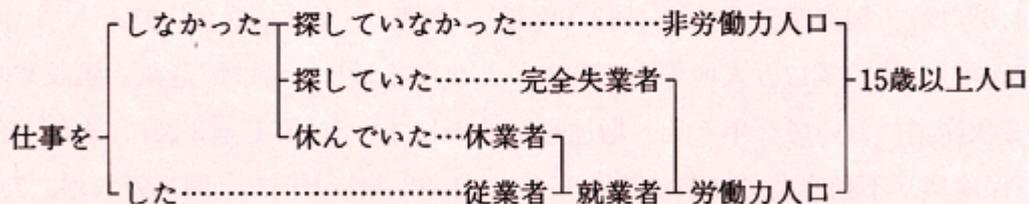
第1-3図 産業別雇用者数の推移(前年差)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

労働力調査

総務庁統計局が実施する「労働力調査」は、全国より選ばれた約3,000の国勢調査区より全国の全世帯を代表するよう約4万世帯を抽出し、その世帯員のうち15歳以上の約10万人を対象として行う労働力状態に関する調査です。調査は毎月末日現在で、毎月の末日に終わる1週間(12月は26日現在で、20~26日の1週間)について行われ、その1週間に収入を伴う仕事を1時間以上していたかどうかによって次のようにその月の労働力状態が分類されます。



結果は翌月末あるいは翌々月初に、速報等により発表されます。

なお、労働力人口が15歳以上人口に占める比率が労働力人口比率(労働力率)、完全失業者が労働力人口に占める比率が完全失業率です。

(パートタイム比率は上昇)

常用労働者に占めるパートタイム労働者(常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の労働時間が一般の者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者)の比率を労働省「毎月勤労統計調査」でみると、事業所規模5人以上では12.83%となっており、2年の12.30%に比べ0.53%ポイント上昇している。これを事業所規模別にみると、500人以上4.72%、100~499人9.58%、30~99人12.39%、5~29人17.22%となっており、規模が小さいほどパートタイム比率は高い。また、産業別にみると、高い順に卸売・小売業、飲食店24.68%、サービス業11.97%、製造業11.02%となっており、これ以外の産業では7%未満となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第3節 労働力供給の動向

1) 労働力人口の動向

(男子の増加数が女子を上回った労働力人口)

労働力人口の動きを総務庁統計局「労働力調査」によりみると、平成3年は6,505万人で前年差121万人増と昭和30年(同139万人増)以来の大幅な増加となった。男女別にみると、男子は3,854万人(同63万人増)、女子は2,651万人(同58万人増)と男女ともに大きく増加したが、男子の増加数が女子を上回ったのは61年以来である。また、男子の増加数は43年(同66万人増)以来の大きさである。なお、労働力人口に占める女子の比率は40.8%(2年40.6%)となった。

労働力率は63.8%で、前年より0.5%ポイント上昇し、3年連続の上昇となった。これを男女別にみると、第1次石油危機以降元年まで緩やかに低下を続けてきた男子の労働力率が77.6%、前年差0.4%ポイント上昇と2年(同0.2%ポイント上昇)に引き続いて上昇した。女子は50.7%、前年差0.6%ポイント上昇と元年、2年に引き続き大幅な上昇を示した。

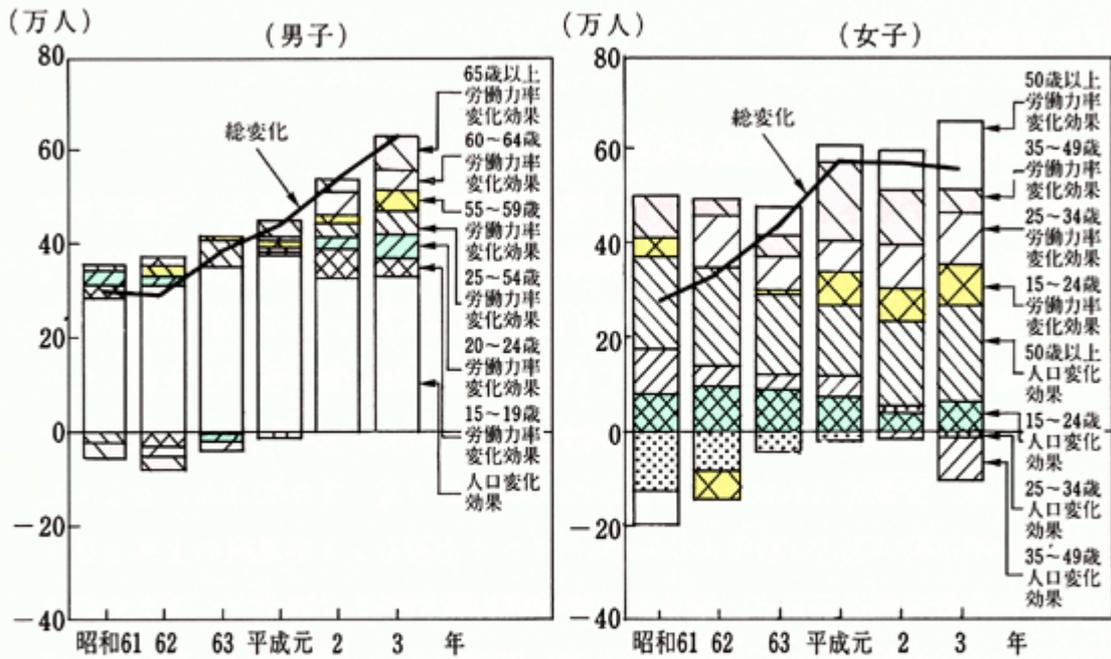
(若年層と高齢層の労働力率上昇による男子労働力人口の増加)

3年の男子労働力率の上昇を年齢階級別にみると、15～19歳0.8%ポイント、20～24歳1.1%ポイント、55～59歳0.9%ポイント、60～64歳1.3%ポイント、65歳以上1.5%ポイントと若年層と高齢層での上昇が大きい。

こうした年齢別労働力率の上昇が男子労働力人口の増加にどのように寄与したかをみるために、男子労働力人口の増加を年齢階級別労働力率変化効果と人口変化効果とに分解すると、15歳以上人口増加を続けているため人口変化効果は常に増加に寄与している。しかし、その大きさは元年から2年にかけて縮小した後、3年ではほぼ横ばいとなっており、男子労働力人口の増加幅が拡大しているのは若年層(15～24歳)と高齢層(55歳以上)の労働力率が上昇した効果(3年はそれぞれ16.3万人増と15.9万人増)によるものであることが分かる(第I-4図)。

第I-4図 新規求職者の就業形態別増減寄与度

第I-4図 労働力人口変化の要因分解(前年差)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」
 (注) 要因分解は下記による

$$\Delta L = \underbrace{\sum (\Delta N_{ia}i)}_{\text{人口変化効果}} + \underbrace{\sum N_i \Delta a_i}_{\text{労働力率変化効果}} + \underbrace{\Delta N_i a_i}_{\text{交絡項}}$$

 ただし、L:労働力人口 N:人口 a:労働力率

このように高齢層と若年層で労働力率が上昇したのはなぜであろうか。まず男子高齢者については、その旺盛な就業意欲を背景として、後でみる求人倍率のほかに、企業における定年延長、勤務延長、再雇用制度等による継続雇用の進展による高齢者活用の動きが挙げられる。労働省「雇用管理調査」(各年1月1日現在)により定年延長の状況を見ると、一律定年制を定めている企業に占める60歳以上定年制の企業割合は年々着実に上昇し、特に2年(63.9%)から3年(70.8%)にかけては6.9%ポイント上昇とこれまでにない上昇幅を示した。また、勤務延長、再雇用制度のいずれかがある企業割合は、60歳以上定年制企業の73.1%を占めており、その割合も2年の65.8%から上昇している。こうした制度の活用により高齢者の雇用の内容にも変化が及んでいる。総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)によれば、男子高齢者に占める「嘱託、その他」の割合は2年には14.2%であったが、1年間で3万人減少した結果、3年には12.4%へと1.8%ポイント低下し、かわって正規の職員・従業員や役員が2年の366万人から3年には414万人へと増加している。

次に、若年層の労働力率上昇の背景としては、アルバイトの増加が挙げられる。前出「労働力調査特別調査」によれば、男子若年層におけるアルバイト数は、2年から3年にかけて6万人増加しており、この層の雇用者数の増加10万人の約6割を占めている。

一方、女子の年齢階級別労働力率についても、15~19歳と35~39歳を除くすべての年齢層で上昇しており、特に出産・子育て期で25~29歳1.8%ポイント、30~34歳1.2%ポイント、中高年期で50~54歳1.0%ポイント、55~59歳1.6%ポイント、60~64歳1.2%ポイントとそれぞれ大きく上昇している。

男子の場合と同様に労働力人口の増加を年齢階級別労働力率変化効果と人口変化効果とに分解すると、近年は50歳未満では労働力率変化効果が人口変化効果を上回っている。また、63年以降は50歳以上の労働力率変化効果がプラスになっているのが目立っている。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

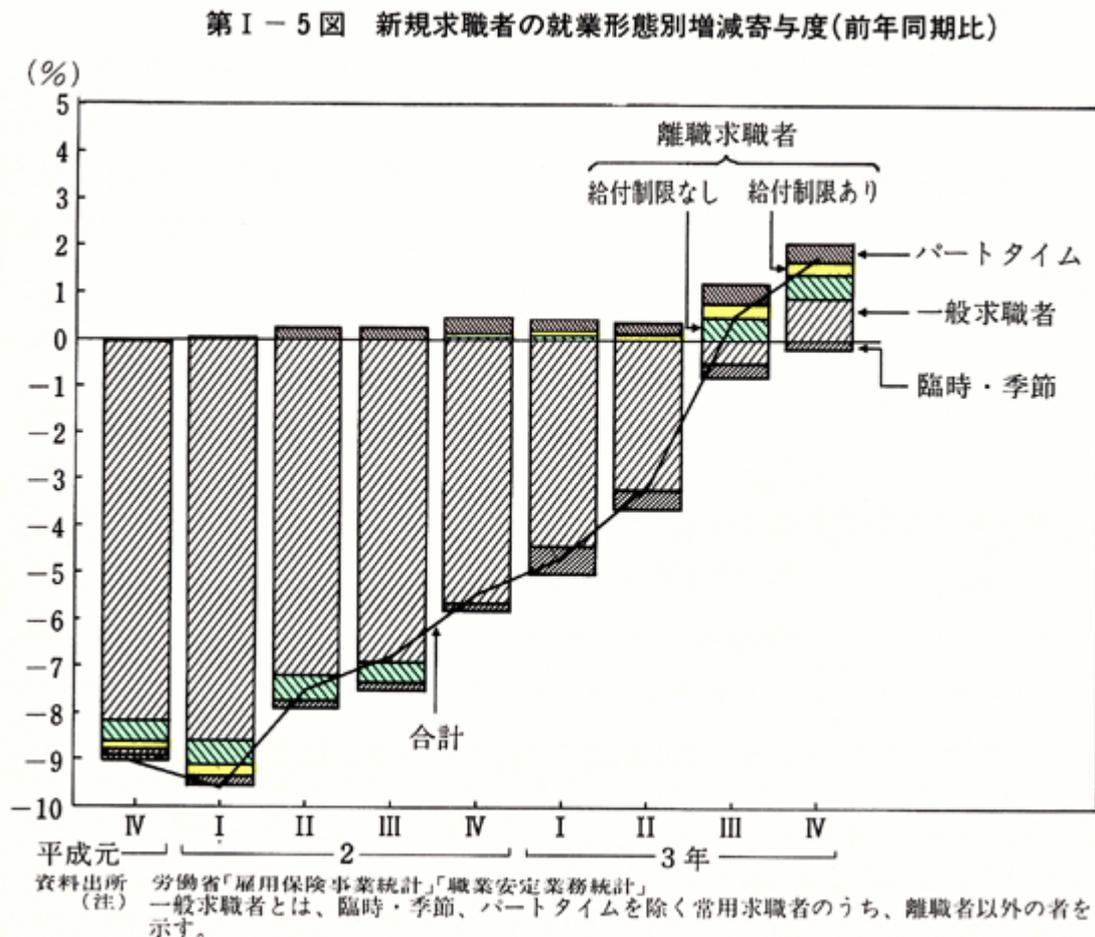
第3節 労働力供給の動向

2) 求職者の動向

(年の途中から増加に転じた求職者)

学卒を除く一般労働市場における3年の新規求職申込件数は月平均30万9,727件で前年比0.8%減と5年連続の減少となったが、2年の同6.4%減に比べ減少幅は縮小した。これを四半期別に前年同期比で見ると、4～6月期までは減少が続いたものの、7～9月期以降増加に転じ10～12月期は1.9%増となった(第I-5図)。また、パートタイムを除く求職者は前年比2.3%減(2年同7.9%減)となった一方、パートタイム求職者は前年比14.7%増(2年同11.4%増)と大幅な増加を続けた。

第I-5図 新規求職者の就業形態別増減寄与度



パートタイムを除く常用新規求職者(同1.6%減)のうち、「離職求職者(高年齢求職者給付金を含む雇用保

除基本手当受給資格決定件数)」はここ数年減少を続けてきたが、3年は前年比2.6%増(2年同3.0%減)と、61年以来5年ぶりに増加した。さらにこれを「自発的離職求職者(雇用保険の給付制限あり)」と「非自発的離職求職者(同給付制限なし)」に分けてみると、自発的離職求職者は2年の1.5%減から3年には3.1%増、非自発的離職求職者は2年の5.2%減から3年には2.0%増といずれも増加に転じている。

なお、パートタイム求職者の大幅な増加が続いた背景には、2年に引き続きパートバンク、パートサテライトが各地で開設されるとともに、3年からレディス・ハローワークが東京と大阪に開設され、これに伴い、パートタイム求職者が新規に誘発された効果もあると考えられる。

次に、労働省「雇用動向調査」により労働移動状況を見ると、2年1年間の建設業を含まない労働移動率(年間の労働移動者数/年初の常用労働者数)は22.4%で、元年(22.5%)からほぼ横ばいとなった。3年上期については、同13.8%で前年同期差0.4%ポイントの上昇となり、また、3年上期の建設業を含まない労働移動者数は466万人(建設業を含めれば506万人)で前年同期比5.3%の増加となった。

自己都合離職者とそのうちの転職入職者について、それぞれ期首の雇用者数に対する比率をみると、自己都合離職率はおおむね景気変動と対応した動きとなっている。この比率は62年以降上昇しているが、3年上期も前年同期と比べ上昇が続いた。また、転職入職率も62年以降自発的な理由で離職した転職入職者を中心に上昇傾向が続いた。

女性のための公共職業安定所「レディス・ハローワーク」

労働省では、育児・家事等の制約条件を抱える女性の就職活動を強力に援助するための専門の公共職業安定所として、平成3年10月に東京と大阪に「レディス・ハローワーク」を設置しました。「レディス・ハローワーク」では、明るい雰囲気スペースに、就業希望の登録・就職活動に役立つ各種情報の提供・きめ細かな職業相談・職業講習・多様な就業ニーズに応じた職業紹介等、女性の仕事探しのためのさまざまなサービスを用意し、女性の豊かな職業生活への積極的な支援を進めることとしています。なお、平成4年度には、神奈川、兵庫、福岡の3県にも設置される予定です。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第4節 労働力需給バランス、失業の動向

1) 失業の動向

(横ばいで推移した完全失業率)

労働力需給バランスを考える場合まず取り上げるべき指標である完全失業率を総務庁統計局「労働力調査」でみると、昭和61、62年の2.8%という高水準の後景気拡大に伴い顕著な低下を示し、平成3年も2年に続き、2.1%前後の落ち着いた動きが続いた。

完全失業者は、3年平均で136万人、前年差2万人増とわずかな増加となった。四半期別にみると、1～3月期1万人減の後増加に転じたものの、4～6月期1万人増、7～9月期7万人増、10～12月期2万人増と、増加幅はわずかなものにとどまっている。男女別にみると、男子は3年平均で78万人、前年差1万人増、女子は59万人で前年差2万人増となった。

完全失業率は、年平均でみて61、62年に統計上比較可能な昭和28年以来最高の2.8%となった後、63年2.5%、元年2.3%、2年2.1%と低下を続け、3年は2.1%で横ばいとなった(前出第I-1図)。四半期別に季節調整値(月別季節調整値の四半期平均)をみると、62年4～6月期に3.0%(月次では5月に季節調整値で3.1%)となった後、期を追って低下が続いたが、2年1～3月期以降2.1%で横ばいが続いている。男女別にみると、3年平均で男子は2.0%、女子は2.2%で、ともに前年に比べ横ばいとなった。

完全失業率を世帯主との続柄別にみると、一般世帯の世帯主では2年の1.5%から3年の1.4%へとさらに低下したが、世帯主の配偶者では逆に同1.4%から1.5%へと上昇しているほか、若年層の比率が高いと思われる一般世帯のその他の家族と単身者ではそれぞれ3.3%、3.2%で2年と横ばいとなった。

性・年齢階級別の完全失業率をみると、2年と比べ総じてわずかな変動にとどまるなかで、男女とも年齢階級別にみて最も高い15～24歳でわずかに高まった一方、雇用失業情勢の厳しい男子55～64歳では3.0%、前年差0.4%ポイント低下となお水準は高いものの改善がみられた。

(景気動向と完全失業率)

3年には景気の減速が鮮明となり、後でみるように有効求人倍率は低下に転じたが、それにもかかわらず完全失業率はほぼ横ばいで推移した。ここではこうした完全失業率の動きについて少し詳しくみることにする。

一般に景気との関係では、有効求人倍率が一致して動くのに対し、完全失業率は遅れて動くものとされている。そこで、四半期別に38年以降の景気動向と完全失業率、有効求人倍率(ともに季節調整値)の動きを整理してみると、景気の谷との関係では完全失業率はそれより1四半期から6四半期、平均して3四半期遅れているが、景気の山との関係では完全失業率の動きはおおむね一致しており、いざなぎ景気の末期のようにむしろ失業率の上昇が先行した例も2回ある(第I-6表)。

今回についても小数点以下第2位まで下りてみると、完全失業率は、有効求人倍率の山となった3年1～3月期に2.06%と前回の景気の谷(61年10～12月期)以降最低の水準となった後、4～6月期2.10%、7～9月期2.15%とやや上昇したが、10～12月期には2.09%と再び低下した。過去において完全失業率の谷から3四半期後の上昇幅をみると、最も小さかった52年7～9月期で0.11%ポイント上昇、次いで61年1～3月期で0.12%ポイント上昇となっており、今回(3年10～12月期)の0.03%ポイントは異例に小さいといえる。

先にみた新規求職者や離職求職者の動きは、過去と同様にはっきりと増加に転じており、失業だけが異なる動きとなっている。

ところで、失業の動きは、失業と就業、非労働力間の流入・流出により説明することができる。ここで、「労働力調査」でいう「失業」とは仕事をしないで求職している状態をいい、仕事を失くした場合だけでなく、これまで仕事をせず求職していなかった人が仕事を探し始めた場合も含まれることに注意を要する。そこで完全失業率が3年にほとんど上昇しなかった背景について、61年以降四半期別に労働力の状態間の変化(フロー)をみることによって明らかにしてみよう(第I-7図)。

第I-6表 景気動向と完全失業率、有効求人倍率の動き

第I-6表 景気動向と完全失業率、有効求人倍率の動き

(1) 景気の山

景気循環	景 気 の 山	完全失業率の谷	有効求人倍率の山
第5	39年10～12月	39年10～12月 (0)	39年7～9月 (-1)
第6	45年7～9月	40年1～3月 44年10～12月 (-2) 45年1～3月	45年1～3月 (-2)
第7	48年10～12月	48年10～12月 (0)	48年10～12月 (0)
第8	52年1～3月	51年10～12月 (-1)	51年7～9月 (-2)
第9	55年1～3月	55年1～3月 (0)	54年10～12月 (-1)
第10	60年4～6月	60年4～6月 (0)	60年4～6月 (0)
第11	?	3年1～3月	3年1～3月

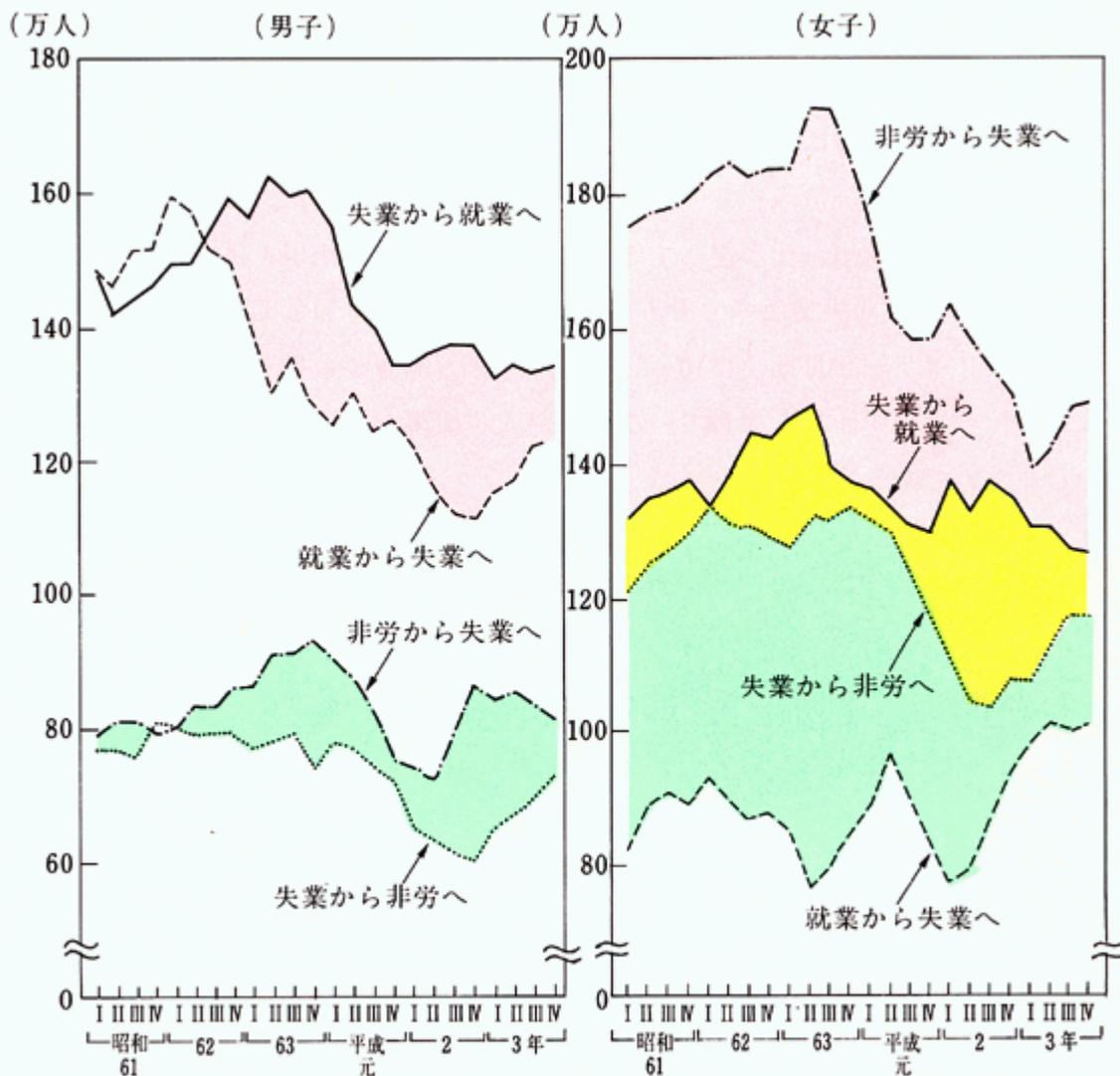
(2) 景気の谷 (各景気循環の終期)

景気循環	景 気 の 谷	完全失業率の山	有効求人倍率の谷
第5	40年10～12月	41年1～3月 (+1)	40年10～12月 (0)
第6	46年10～12月	47年7～9月 (+3)	46年10～12月 (0)
第7	50年1～3月	50年10～12月 (+3)	50年7～9月 (+2) 10～12月
第8	52年10～12月	53年7～9月 (+3)	52年7～9月 (0) 53年1～3月
第9	58年1～3月	59年7～9月 (+6)	57年10～12月 (0) 58年7～9月
第10	61年10～12月	62年4～6月 (+2)	61年7～9月 (0) 10～12月

- (注) 1)完全失業率と有効求人倍率について2期併記しているのは、その間横ばいで推移したことを示す。
2)完全失業率についても小数点以下第2位まで考慮している。
3)()内は、0の場合は景気の山谷に一致したこと、+の場合は何四半期遅行したか、-の場合は同じく先行したかを示す。

第I-7図 失業を中心とした流入の推移

第I-7図 失業を中心とした流出入の推移(12ヵ月累計値)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 「労働力調査」のフロー・データは、全調査世帯の2分の1が集計対象であること、総数に転出者、転入者を含むこと等から個々の数値が毎月公表される原データと一致しないため、ストックの数値の内訳のフォローができない。そこで本稿ではフロー・データの各労働力状態別のフローの数値が公表されたストックの数値と一致するよう修正を加えたものを使用している。

男子については、62年央以降非労働力から失業への純流入(これまで仕事をせず仕事を探していなかった人が仕事を探し始めたケースの数から逆のケースの数を差し引いたもの。図中緑の部分)と失業から就業への純流出(仕事を探していた人が仕事についてきたケースの数から仕事をやめた人が仕事を探し始めたケースの数を差し引いたもの。図中ピンクの部分)がともに正で推移しているが、62年10~12月期から2年7~9月期まで就業への純流出が非労働力からの純流入を上回って推移したため、失業者数は減少を続けた。3年1~3月期から7~9月期までは就業への純流出が非労働力からの純流入以上に減少したため逆転して非労働力からの純流入が1~2万人上回り、失業者数は増加した。しかし、10~12月期は非労働力からの純流入が就業への純流出以上に減少したため再び純流出が純流入を3万人上回り、失業者は減少した。これは、失業から非労働力への流出(仕事をせず仕事を探していた人が仕事を探すのをやめたケース)、すなわち失業者の労働市場からの引退が3年を通じて増加したことに加えて、3年7~9月期及び10~12月期で、非労働力から失業への流入(これまでに仕事をせず仕事を探していなかった人が仕事を探し始めたケース)が減少したためである。

一方、女子については対象期間中、常に非労働力から失業への純流入(図中ピンクと黄の部分)と失業から就業への純流出(図中緑と黄の部分)がともに正で推移しているが、62年7~9月期以降おおむね就業への純流出が非労働力からの純流入を上回り、失業者数が減少する傾向が続いた。2年4~6月期以降は両者がほぼ等しい状況がしばらく続いた。3年7~9月期からは就業への純流出の減少により純流入が純流出を上

回り失業者が増加しているが、これは、失業から就業への流出、すなわち失業者の就職が減少したためである。

以上をまとめてみると、完全失業率の上昇幅が3年末まできわめて小さかった背景には、特に男子について失業者が労働市場から引退した効果があったものとみられる。

(主要国における失業の動向)

1986年以降の日本、アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、旧西ドイツ、フランスの主要OECD加盟国7か国の失業の動きをみると、世界経済の長期的拡大の下で失業率も低下傾向を示してきた。しかし、1988～89年にかけての先進国における金融引き締めによって景気は減速傾向を示したこと、1990年の湾岸危機の影響等によりさらに減速したことの影響を受け、失業率も下げ止まりとなった。国内経済の停滞等を反映して90年以降アメリカ、イギリスでは失業率が上昇しており、フランスでも91年1～3月以降失業率は高まりを示している(付属統計表第1表)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第4節 労働力需給バランス、失業の動向

2) 一般労働市場の動向

(低下に転じた有効求人倍率)

3年の有効求人倍率は、1.40倍で2年8に比べ横ばいとなったが、同じく横ばいとなった完全失業率がほぼ同水準で推移したのとは異なり、年間の変動には大きいものがあった。

有効求人倍率の動きを季節調整値により四半期別にみると、3年1～3月期に1.46倍(月次では3年3月に1.47倍)と50年代以降最高の水準に達した後、4～6月期1.44倍、7～9月期1.38倍と期を追って低下し、10～12月期には1.32倍(月次では12月に1.31倍)まで低下した(前出第I-1図)。

3年の有効求人倍率を雇用形態別にみると、従来高かったパートタイム労働者の有効求人倍率は2.60倍、前年差0.67ポイント低下と2年(同3.27倍、0.66ポイント低下)に引き続き大きく低下した一方で、パートタイムを除く一般労働者の有効求人倍率は1.28倍(前年差0.02ポイント上昇、2年1.26倍、前年差0.15ポイント上昇)となった。

(依然として低い高年齢者の有効求人倍率)

年齢階級別の常用労働者の職業紹介状況(各年10月調査)をみると、3年の有効求人倍率は、15～19歳で4.34倍、30～34歳、35～39歳で2倍を上回っているほかは55歳未満は1倍台、55歳以上は1倍を切っており、特に60～64歳で0.23倍と最低になっており、高年齢者の有効求人倍率は依然低水準であることが分かる。2年の水準と比べると、特に20～44歳でわずかに低下している。年齢階級別の変化を求人の変化効果と求職の変化効果とに分けると、求人はほとんどの年齢層で低下に寄与しているが、求職は年齢階級により増減寄与が異なっている。

(事務で求職超過が続く職業別労働力需給)

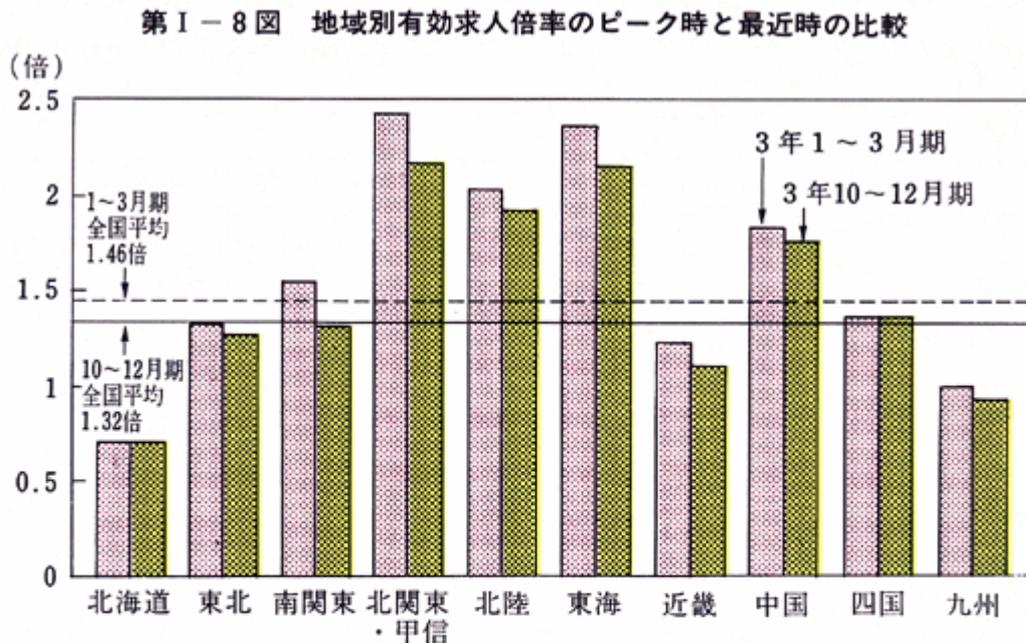
職業別の職業紹介状況(各年8月調査、学卒及びパートタイムを除く常用)をみると、3年の新規求人倍率は、職業大分類ベースでは「保安の職業」の4.64倍(前年差0.05ポイント低下)が最も高く、次いで「技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業」3.36倍(同0.05ポイント低下)、「運輸の職業」3.09倍(同0.04ポイント低下)、「販売の職業」3.03倍(同0.21ポイント低下)等の順となっており、「農林漁業の職業」が2.96倍(同0.23ポイント上昇)と上昇したのを除き、ほとんどの職業で程度の差はあれ低下した。また、ほとんどの職業が求人超過であるなかで、唯一「事務的職業」は0.75倍(同0.07ポイント低下)と依然求職超過であった。

(地方圏での低下が小さかった地域別有効求人倍率)

全国平均の有効求人倍率が最も高かった3年1～3月期とその低下が顕著になった10～12月期について地域別の有効求人倍率を比較すると、1～3月期に全国で最も高い水準にあった北関東・甲信(1～3月期2.43倍、10～12月期2.17倍)で0.26ポイント低下、次いで高い水準にあった東海(同2.37倍、2.16倍)で0.21ポイント低下となったのに対し、全国平均より低かった北海道(同0.69倍、0.69倍)、東北(同1.31倍、1.22倍)、四国(同1.35倍、1.35倍)、九州(同1.00倍、0.93倍)といった地域では横ばいなしわずかな低下にとどまった(第I-8図)。また、南関東(同1.55倍、1.31倍)、近畿(同1.23倍、1.10倍)といった大都市を含む地域は、1～3月期の水準がそれほど高くなくても比較的低下幅が大きかったのに対し、比較的高水準に

あった中国(同1.83倍、1.75倍)では低下幅は小さかった。

第I-8図 地域別有効求人倍率のピーク時と最近時の比較



資料出所 労働省「職業安定業務総計」
 (注) 地域区分は以下のとおり
 北海道…北海道
 東北…青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 南関東…埼玉、千葉、東京、神奈川
 北関東・甲信…茨城、栃木、群馬、山梨、長野
 北陸…新潟、富山、石川、福井
 東海…岐阜、静岡、愛知、三重
 近畿…滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国…鳥取、島根、岡山、広島、山口
 四国…徳島、香川、愛媛、高知
 九州…福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

地域別の有効求人倍率のピークが全国のピークである3年1~3月期より先行しているか遅行しているかをみると、南関東では2年7~9月期(1.60倍)がピークであり、近畿では2年7~9月期(1.23倍)から2四半期横ばいを続けるなど大都市圏の動きが全国に先行しているのに対し、北海道では3年4~6月期、7~9月期の0.71倍がピーク、四国では3年4~6月期の1.39倍がピーク、九州では3年1~3月期と4~6月期が1.00倍の同水準でピークとなるというように全国の動きに遅れて低下していることが分かる。

このように地域別の求人倍率のピークからの低下をみると、相対的に求人倍率の水準が高かった地域、あるいは大都市圏を含む関東から近畿までの地域での低下が0.1ポイントを超えているのに対し、北海道、東北、中国、四国、九州といった相対的に求人倍率の水準が低かった地域では横ばいしないし0.1ポイント未満の低下にとどまり、経済の拡大テンポの減速が大都市圏で大きいことを反映した動きとなっている。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第4節 労働力需給バランス、失業の動向

3) 新規学卒者の労働市場

(大幅増加が続いた高校卒求人-3年3月卒)

労働省「新規学卒者の労働市場」によると、3年3月高校卒者の求人倍率は3.09倍で2年3月卒の2.57倍をさらに上回った。また、3年3月中卒者の求人倍率も3.77倍と2年3月卒の2.98倍を上回った。

高校卒者の求人倍率の上昇は、求人数が160万6,159人、前年比19.6%増(2年同28.5%増)と元年から3年連続で大幅に増加したことによるものである。一方、求職者数は、51万9,790人、前年比0.5%減(2年同3.4%増)とやや減少し、この結果就職者数も51万8,385人、前年比0.4%減(2年同3.4%増)とやや減少した。

(大卒事務系でやや需給が緩和-4年3月卒)

労働省「労働経済動向調査」(各年2月)により、4年3月卒の新規学卒者の採用計画(最終)に対する採用内定者の充足状況を産業別(製造業のみ企業規模別)、学歴別(中卒を含まず、大卒は事務系、技術系に二分)に3年3月卒と比べると、100%以上の充足ができたとする事業所割合は製造業(30~999人規模)における高校卒と卸売・小売業、飲食店における大卒技術系を除きいずれも上昇している。一方、採用計画があったにもかかわらず採用内定がない事業所割合は、製造業(30~299人規模)における大卒事務系以外の3学歴、製造業(300~999人規模)とサービス業における大卒技術系で上昇が目立っている。

また、前年採用者に比べた本年採用内定者の割合が110%以上である企業の割合から90%未満である企業の割合を差し引いた数値をみると、3年3月卒では製造業1,000人以上規模でいずれの学歴でも増加超過、それ以外の産業、規模ではいずれの学歴でも減少超過であったが、4年3月卒ではいずれの産業、規模、学歴でも減少超過となっており、特に製造業では小規模ほど減少超過割合が大きい。

このように4年3月卒の学卒者の労働市場は、大卒事務系等で需給がやや緩和しているものの、製造業中小規模等で採用が一層困難になる企業も増えるなどまだら模様を呈している。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第4節 労働力需給バランス、失業の動向

4) 人手不足感と残業規制等の雇用調整の動き

(やや緩和の動きがみられた人手不足感)

3年を通じ企業の業況判断が次第に悪化するなかで、企業の手不足感もようやく緩和する動きがみられたものの、不足感の高まりは業況判断等と比べればなお大きいものがあった。

日本銀行「企業短期経済観測調査」により主要企業(原則として資本金10億円以上の上場企業)の雇用人員判断D.I.(「過剰」と答えた企業割合-「不足」と答えた企業割合、%ポイント、なおD.I.はデフュージョン・インデックスの略)をみると、全産業では3年2月にマイナス25と、過去最も不足超過の大きかったいざなぎ景気末期の44年11月及び45年2月(マイナス27)に次ぐ水準に達したが、その後不足超過幅は縮小し、3年11月はマイナス18、4年2月はマイナス15となった。いざなぎ景気終了時の動きをみると45年11月マイナス23、46年2月マイナス19となっており、今回の方がやや不足超過幅の縮小テンポが速い。

同様に同調査により、全国企業(全国の従業者50人以上の法人企業)の雇用人員判断D.I.で人手不足感の高まりをみると、2年11月、3年2月にマイナス46と49年5月に調査を開始して以来最高の水準となった後、不足超過幅は徐々に縮小し、3年11月にはマイナス36、4年2月にはマイナス31となった。4年2月の水準を産業別にみると、製造業ではマイナス24、非製造業ではマイナス39となっており、3年2月はそれぞれマイナス46、マイナス47とほぼ同水準だったのに比べると、製造業における不足超過幅の縮小が目立っている。また、規模別にみると、大企業(マイナス24)よりも中堅企業(マイナス34)、中小企業(マイナス32)で不足感がなお根強い。

労働者の雇用形態別の不足状況の推移を前出「労働経済動向調査」の労働者不足事業所割合でみると、いずれも低下傾向にあるものの最高水準に達した時期は異なっており、常用労働者については製造業と卸売・小売業、飲食店では3年2月、サービス業では2年11月、パートタイム労働者については製造業では2年11月、卸売・小売業、飲食店では元年11月、サービス業では2年8月、製造業の臨時・季節労働者は2年11月となっており、パートタイム労働者と臨時・季節労働者の動きは常用労働者に比べ1四半期以上先行していることが分かる(第1-9図)。また、産業別の動きをみると、製造業、サービス業では上昇、低下が比較的明確であるが、卸売・小売業、飲食店では元年半ば以降横ばい気味となっている。4年2月の水準をみると、製造業の臨時・季節労働者が19%、同パートタイム労働者が26%で、ほかがいずれも40%以上であるのに比べ特に低い水準にある。製造業を消費関連、素材関連、機械関連の3業種に分けると、機械関連の常用労働者が43%と他産業、他業種と比べ最も低い。

4年2月の水準を産業、職種別にみると、製造業の技能工(51%)、卸売・小売業、飲食店の販売(57%)、サービス業のサービス(65%)、専門・技術(53%)といった職種で依然不足事業所割合が高い状態が続いた。

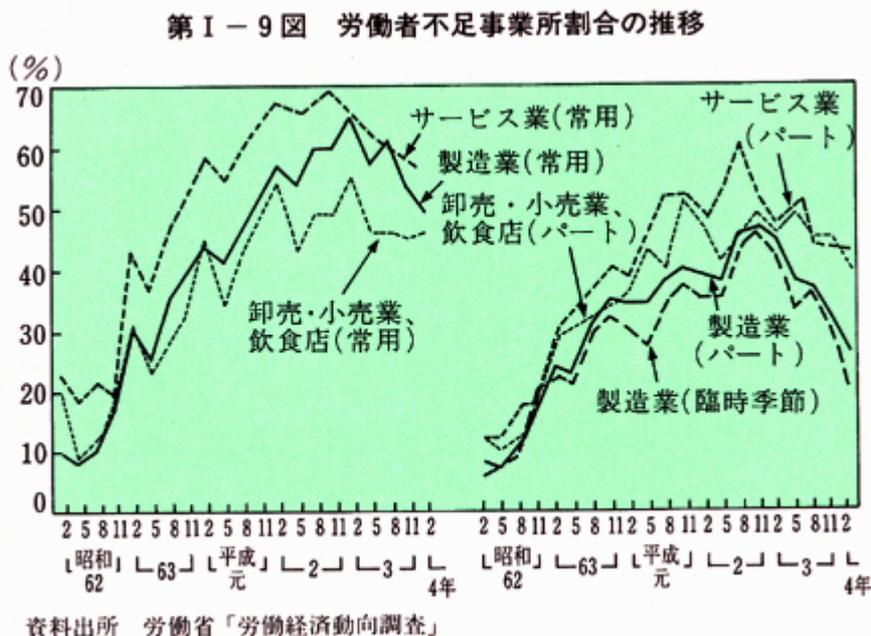
(中途採用と離職者)

以上のように人手不足感がやや緩和していったなかで、中途採用を行う事業所も徐々に減少した。

同調査により中途採用実施事業所割合の推移をみると、製造業では2年10~12月期(70%)、卸売・小売業、飲食店では2年10~12月期、3年1~3月期(66%)、サービス業では2年7~9月期(75%)にそれぞれ最高

の水準に達し、その後低下傾向を続け、4年1～3月期の実績見込は製造業58%、卸売・小売業、飲食店54%、サービス業64%となった。しかし、これは過去の水準と比較すると決して低いものではない。

第I-9図 労働者不足事業所割合の推移



これら事業所について中途採用を実施した理由をみると、いずれの産業でも「離職者の補充」が最も多い。ピーク時と4年1～3月期について中途採用理由(合計100%)を比較すると、卸売・小売業、飲食店とサービス業では大きな変化はないが、製造業では「操業度(取扱額)の上昇」が23%から10%へと低下した一方で、「離職者の補充」は45%から58%へと高まり、生産活動が停滞するなかで離職者補充の必要性は衰えていないことを示している。なお、中途採用の充足率(中途採用活動を行った事業所を100とした「充足」事業所の割合)をみると、ピーク時と比べてどの産業でも常用、パートともに上昇している。

(労働者不足への対処)

同調査により労働者が不足とする事業所における労働者不足の事業運営への影響をみると、3年10～12月期は「影響がある」とする事業所は製造業で60%と前年同期差で9%ポイント低下した。同調査により労働者不足に対する事業運営上の対処方法をみると、「省力化の推進」と「下請け、外注の推進」が多いなかで、特に「省力化の推進」が将来を含め増える傾向にある。今後とも中長期的には労働力不足の状態が続くとみられることから、企業においては一層の省力化努力により労働生産性の向上を図っていくことが期待される。

(残業規制等の雇用調整の動き)

同調査により産業別の雇用調整実施事業所割合をみると、4年1～3月期の実績見込は製造業で23%、卸売・小売業、飲食店で16%、サービス業で18%となっている。特に、景気との関連が強い製造業の動きをみると、2年7～9月期の7%を底として徐々に高まる傾向にあったが、3年7～9月期に10%とやや低下した後、10～12月期18%、4年1～3月期23%と急上昇した。製造業で20%を超えたのは62年7～9月期の26%以来のことである。製造業について業種別にみると、機械関連が特に高く30%となっており、素材関連の18%、消費関連の13%を大幅に上回っている。

4年1～3月期の実績見込における製造業の雇用調整の方法をみると(複数回答)、残業規制が14%と最も多く、次いで配置転換6%、中途採用の削減・停止5%等となっているが、臨時・季節・パートタイム労働者の再契約停止・解雇2%、希望退職の募集・解雇1%は、どちらも3年10～12月期と同じであるが、それ

ぞれ62年7～9月期、63年1～3月期以来の水準となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第5節 障害者雇用の現状

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、一般の民間企業は1.6%以上の割合の身体障害者を雇用しなければならないこととされている。なお、雇用されている精神薄弱者については、昭和63年以降実雇用率の算定に当たり身体障害者と同様にカウントできることとされている。

平成3年6月における身体障害者雇用率(以下「雇用率」という。)1.6%が適用される一般の民間企業(常用労働者数63人以上規模の企業)における雇用状況をみると、身体障害者を1人以上雇用すべき企業数は、5万0,784企業、雇用されもいる障害者数(身体障害者及び精神薄弱者数)は、21万4,814人となっており、2年6月(20万3,634人)に比べ、1万1,180人(5.5%増)の増加となっている。また、実雇用率は1.32%(2年1.32%)と、前年と同率であった。一方、雇用率未達成企業の割合は、48.2%(2年47.8%)と0.4%ポイント高まった。

実雇用率の長期的推移をみると、52年の1.09%から上昇傾向にあるが、元年以降1.32%で横ばいとなっている(付属統計表第2表)。これは分子である障害者数自体は大幅に増加しているものの、分母となる常用労働者数も近年の大幅な雇用増のなかでほぼ同率で増加しているためである。

3年の水準を企業規模別にみると、63～99人規模2.06%、100～299人規模1.52%、300～499人規模1.27%、500～999人規模1.19%、1000人以上規模1.16%と、大企業ほど雇用が遅れがみられる。

こうしたなかで、政府は、平成4年が国連・障害者の十年の最終年に当たること、重度障害者を中心として雇用の立ち遅れがみられること等の状況にかんがみ、障害の程度の重度化に対応した障害者雇用対策の推進、精神薄弱者及び精神障害者に係る施策の充実等を行い、障害の種類及び程度に応じた障害者雇用対策をよりきめ細かに講ずるための所要の改正を行うため、国会に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、第百二十三回国会において成立したところである。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正のあらまし

1 総合的な障害者雇用対策の推進

- (1) 障害者雇用対策基本方針の策定
- (2) 障害者雇用推進者の選任努力義務の創設

2 重度化に対応した障害者雇用対策の推進

- (1) 重度障害者の短時間雇用に対する雇用率制度及び納付金制度の適用
- (2) 雇入れ時における一時的助成から雇用の継続のための継続的助成への助成金制度の用途の拡大
- (3) 短時間労働者の通常勤務への移行等障害者の適切な待遇に関する事業主の努力義務の創設

3精神薄弱者、精神障害回復者の雇用対策の推進

- (1)重度精神薄弱者の雇用率制度及び納付金制度の適用におけるダブルカウント
- (2)精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給

4その他

- (1)事業主が障害者の雇用の安定を図ることについても努力義務を有することを明示
- (2)日本障害者雇用促進協会による国際協力業務の開始

5施行期日

平成4年7月1日。ただし、上記2(1)(助成金の支給業務に係る部分を除く。)及び3(1)については平成5年4月1日。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第6節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取り組み

1) 外国人労働者の動向

(急増する外国人労働者)

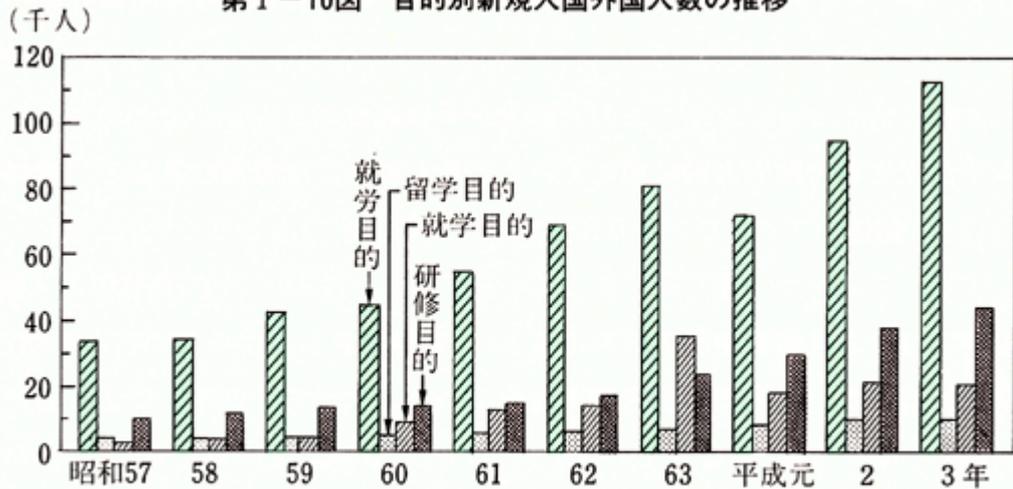
我が国企業の国際的活動の活発化に加え、昭和61年末からの景気拡大局面の長期にわたる持続、60年来の円の価値の相対的高まり等に伴い、我が国経済の世界経済との結びつきは一段と強まってきている。それにより法人の、海外での経済活動、海外赴任が増加する一方、外国企業の我が国への進出に伴い外国人労働者の我が国への入国、在留も増加してきている。また、合法的な在留者のほかに、不法就労を目的に不法入国・不法上陸する者、在留期限を超えて不法残留の上不法就労活動に従事する者、あるいは許可なく資格外活動を行う者も増加している。

外国人の入国状況を法務省「出入国管理統計年報」で見ると、平成3年における`就労目的新規入国外国人(外交・公用活動者を除く)は11万3,599人(第I-10図注1参照)で、5年間で(昭和61年、5万4,736人、第I-10図注2参照)約2倍となっている。これらの者の在留資格(元年の改正後の出入国管理及び難民認定法[以下「入管法」という]に基づく在留資格)をみると、「興行」(8万9,572人、構成比78.8%)が大半を占め、「人文知識,国際業務」(6,416人、構成比5.6%)、「企業内転勤」(3,780人、構成比3.3%)、「技術」(3,166人、構成比2.8%)がこれに次いでいる。

就労目的以外では、留学(大学又はこれに準ずる教育機関その他において教育を受ける者)の増加が比較的小幅となっているのに対して、就学(留学以外の者で高校若しくは各種学校等又はこれに準ずる教育機関において教育を受ける者)は63年に大幅な伸びを示したが、日本語教育機関の適正化等により元年には減少し、2年は微増、3年は2万0,654人と前年比0.9%の減少となった(第I-10図)。これらの在留資格の者は、資格外活動の許可を得れば、本来の在留活動を阻害しない範囲内で学費その他の必要経費を補うためのアルバイトとして就労することができる。

第I-10図 目的別新規入国外国人数の推移

第I-10図 目的別新規入国外国人数の推移



資料出所 法務省「出入国管理統計年報」
 (注) 1)入管法改正(平成2年6月1日施行)前の2年1~5月に新規入国した者については、改正後の新たな在留資格に振り分けて年間分を集計した。
 2)平成元年までの就労目的の入国者数については、入管法改正前の在留資格で就労があらかじめ認められている者の数。

(不法就労者の現況)

数年来、我が国と近隣諸国間の経済水準の格差や円高の定着等を背景として、我が国で不法に就労する者も急増している。入管法は、元年の改正でいわゆる不法就労活動助長罪を新設し、そこで不法就労活動とは、1)資格外活動(例えば、在留資格が「短期滞在」、「留学」や「就学」の者が資格外活動の許可を受けることなく、又は資格外活動を許可された範囲を超えて報酬を受ける活動等に従事する場合がこれに当たる)、並びに2)不法残留者(例えば、在留資格が「短期滞在」の者や特例上陸許可を受けて上陸した者が、許可された在留期間又は上陸許可期間が過ぎても帰国せずに本邦に留まる場合がこれに当たる)、3)不法入国者及び4)不法上陸者(特例上陸許可を受けることなく上陸した者を含む)が行う報酬その他の収入を伴う活動をいうものとしている。3年中に入国管理局により不法就労として摘発された者の数(上記1)から4)までの計)は3万2,908人となり、統計の比較上1)及び2)の数(3年、3万1,287人)でみると10年前の約22倍、5年前の約4倍に達した(第I-12図)。

このような不法就労者のかなり多くの部分は「短期滞在」の在留資格で入国し就労している者、又は在留期間が過ぎても本邦に留まり就労している者とみられる。そこで、我が国における不法残留者数(法務省入国管理局推計値)をみると、2年7月1日現在の10万6,497人から、3年11月1日現在では21万6,399人へと約2倍となっており、この大部分が不法就労者とみることができることから不法就労者の数も大幅に増えているとみられる。国籍別にみると、絶対数ではタイ、韓国、フィリピンからの者が多く、増加率で見るとイラン、マレーシア、タイ、ミャンマー等で高くなっている(第I-11表)。不法残留者の入国・残留時における在留資格別内訳をみると、「短期滞在」による者が17万8,827人(構成比82.6%)と全体の約8割を占めている。次いで「就学」による者が1万5,145人(同7.0%)となっているが、このうち8割以上に当たる1万2,678人が中国からの者となっており、一方中国からの不法残留者のうち58.6%が就学生として入国していることより、中国からは不法就労を目的として就学の在留資格での入国を図る者が多いことがうかがわれる。

不法就労者として、入管法違反により摘発された外国人数を国籍別にみると、かつてはその増加の大部分がフィリピンからの者であったのに対して63年以降バングラデシュ、パキスタン、韓国からの者が、元年以降はマレーシアからの者が、さらに2年以降はスリランカ、イラン、中国等からの者も増加し、その国籍は広がり多様化している(第I-12図)。

男女別にみると、以前はホステスを中心として大きな割合を占めていた女子が減少に転じたのに対して、工員、建設作業員を中心とする男子不法就労者の急増が顕著であり、2年には全体の約8割に達している(第I-13図)。

(日系外国人労働者の急増)

63年以降、南米諸国から入国する日系人が急増している。これは、いわゆる日系2世、3世等が、「日本人の配偶者等」あるいは「定住者」といった改正入管法上の身分・地位に基づく在留資格を付与される場合、就労活動には制限がないことから、主として、ペルー、ブラジル等の南米諸国に移住した者の子孫が就労等を目的として来日しているものである。南米日系人の入国者数や本邦就労者数については正確な把握は困難であるが、外務省のビザ発給数等による推計値(日本国籍保有者を含む)をみると、63年の約8,450人から3年には約14万8,700人へと3年間で17倍以上に増加している。

第I-11図 国籍・出身地、性、在留資格別不法残留者数

第I-11表 国籍・出身地、性、在留資格別不法残留者数

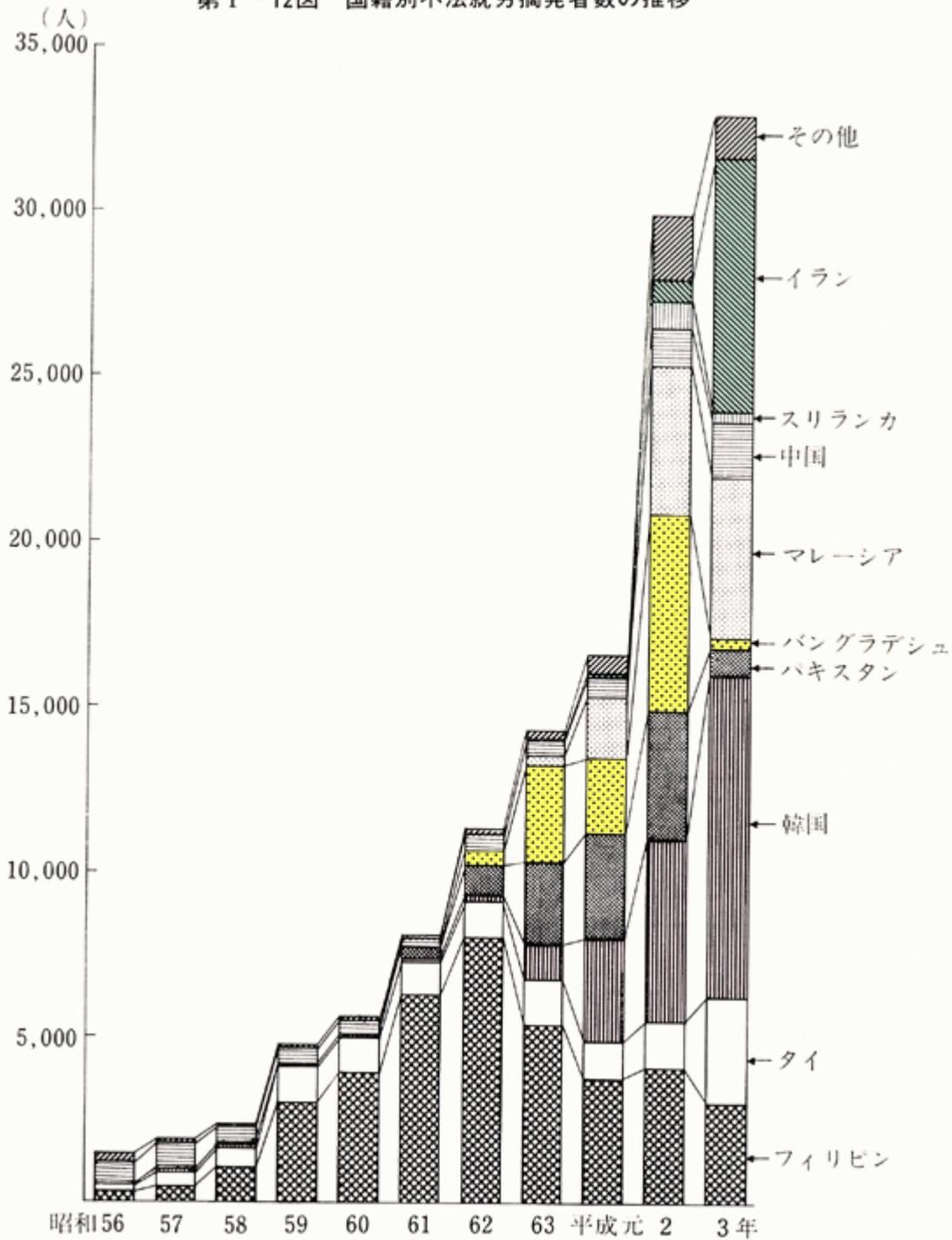
		平成2年 7月1日 現在	平成3年11月1日現在							
			計	平成2年 7月1日 からの 伸び率	興行 (4-1-9) 含む	短期滞在 (4-1-4) 含む	留学 (4-1-6) 含む	就学 (4-1-16-3) (就学) 含む	研修 (4-1-6-2) 含む	その他
国 籍 計	男子	66,851	145,700	117.9	885	122,102	2,253	12,673	870	6,917
	女子	39,646	70,699	78.3	3,806	56,725	719	2,472	161	6,816
タ イ	男子	4,062	13,780	239.2	3	13,383	11	131	127	125
	女子	7,461	18,971	154.3	2	18,764	5	37	41	122
韓 国	男子	8,793	20,469	132.8	5	19,097	158	210	35	964
	女子	5,083	10,507	106.7	19	8,576	74	100	5	1,733
フィリピン	男子	10,761	13,850	28.7	697	12,269	14	460	156	254
	女子	13,044	15,770	20.9	3,575	10,594	24	494	31	1,052
マレーシア	男子	5,023	18,466	267.6	0	18,376	14	37	16	23
	女子	2,527	6,913	173.6	5	6,850	5	20	2	31
イ ラ ン	男子	645	21,114	3,173.5	0	21,067	2	7	0	38
	女子	119	605	408.4	0	592	0	0	0	13
中 国	男子	7,655	16,624	117.2	2	1,713	1,874	10,935	271	1,829
	女子	2,384	5,025	110.8	46	1,012	575	1,743	50	1,599
バキスタン	男子	7,867	7,786	-1.0	0	7,573	6	81	13	113
	女子	122	137	12.3	0	125	0	0	0	12
バングラデシュ	男子	7,130	7,725	8.3	0	7,084	87	378	38	138
	女子	65	82	26.2	0	75	1	2	0	4
台 湾	男子	2,080	2,790	34.1	3	2,597	12	5	6	167
	女子	2,695	3,107	15.3	9	2,895	4	6	2	191
ミャンマー	男子	1,041	2,712	160.5	0	2,412	12	251	8	29
	女子	193	713	269.4	3	659	3	40	0	8
スリランカ	男子	1,594	2,618	64.2	0	2,489	7	34	61	27
	女子	74	219	195.9	0	198	1	2	5	13
そ の 他	男子	10,200	17,766	74.2	175	14,042	56	144	139	3,210
	女子	5,879	8,650	47.1	147	6,385	27	28	25	2,038

資料出所 法務省入国管理局調べ

(注) 不法残留者数は、外国人が提出する入国記録、出国記録等を電算機により処理し、得た数である。入国及び出国記録の突合処理が行われていないものがある等種々の誤差要因があるため、本集計数は概数(推計値)を示すものである。

第I-12図 国籍別不法就労摘発者数の推移

第I-12図 国籍別不法就労摘発者数の推移



資料出所 法務省入国管理局調べ

- (注) 1) パキスタンの昭和56年、 Bangladeshの58年以前、 Malaysiaの61年以前、 Sri Lankaの62年以前、 Iranの63年以前については「その他」に計上されている。
 2) 「中国」は中国、台湾、香港の計である。
 3) 昭和56年から平成2年までの不法就労者数は、資格外活動及び資格外活動からみ不法残留事件の合計(本文31ページの①及び②)であり、平成3年の不法就労者数は、不法就労活動の認められた事件の合計(本文31ページの①から④まで)をいう。

第I-13図 性、稼働内容別不法就労摘発者数の推移

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第6節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取り組み

2) 外国人労働者問題への取り組み

外国人労働者問題については、昭和63年5月に閣議決定された「経済運営5ヵ年計画」及び同年6月に閣議決定された「第6次雇用対策基本計画」(計画期間昭和63年度～平成4年度)において、専門的な技術、技能を有する外国人や外国人ならではの能力を持つ外国人については、受け入れの範囲や基準を明確にしつつ可能な限り受け入れる方向で対処するが、いわゆる単純労働者の受け入れについては、慎重に対処することとされた。

さらに、こうした方針に沿って元年12月には、1)在留資格の整備、2)入国審査手続きの簡素化、3)不法就労者を雇用した者やあつせんした者等に対する罰則の新設(不法就労活動助長罪が新設され、不法就労者を雇用した者及びこれをあつせんした者についても罰則の対象となった)等を柱とした入管法の改正が行われ、2年6月から施行された。

また、3年12月には外国人労働者問題及び外国人に対する行政のあり方の今後の改革の方向として、外国人技能実習制度(仮称)の創設等を含む臨時行政改革推進審議会の答申が取りまとめられ、提出された(囲み参照)。

日系人雇用サービスセンター

我が国での就労を希望する日系人を悪質なブローカーから保護するとともに、日系人を採用する企業に適切な雇用管理を行わせることを目的として、平成3年8月、東京上野に「日系人雇用サービスセンター」(NKKKIS)(電話:03-3836-1090)が開設されました。同センターでは、総合的雇用情報システムのネットワークを活用して全国の公共職業安定所を通じて日系人の受け入れ可能な事業所情報を集約・一元管理するとともに、ポルトガル語、スペイン語等の通訳を配置して日系人の特性に配慮した職業相談、職業紹介を実施しています。また、在南米日系人に対し日本の生活事情等の一般的な情報を提供するほか、募集時と実際の採用条件が異なっている等在日日系人の雇用管理上のトラブルに関する相談、国内企業の日系人採用希望求人に対する雇用管理研修会の開催等の業務を行っています。

第I部 平成3年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用失業の動向

第6節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取り組み

3) 外国人研修生の受け入れ拡大

近年、開発途上国の自律的な経済成長を促進する上において、人づくりに対する協力といったソフト面での協力がとりわけ強く求められるようになってきている。その一環である外国人研修生の我が国への受け入れは近年増加の一途をたどっており、我が国に入国した研修生数も57年の9,973人から3年の4万3,649人へと9年間に約4.4倍に増加している(前出第I-10図)。

国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申

平成3年12月12日、臨時行政改革推進審議会は、外国人労働者問題及び外国人に対する行政のあり方の今後の改革の方向を内容とする標記の答申を行いました。

[提言の内容(要約)]

- 1)外国人技能実習制度(仮称)の創設送り出し国のニーズへの的確な対応、技術・技能(以下「技能」という)の移転の効果的確保等の観点から、現行の研修制度上の各種基準等についてその合理性を再検討した上で、技能評価の実施等一定の条件の下で技能を働きながら修得する「外国人技能実習制度(仮称)」を創設する。なお、本制度の創設にあたっては、労働力不足を補うという観点ではなく、国際貢献、国際協力の視点に立つことが必要である。
- 2)在留資格範囲の見直し「技能」以外の在留資格について、関係行政機関との協議の上、資格要件の見直しを検討する。
- 3)不法就労者対策関係省庁間の提携を密にし、不法就労助長者の取り締まりを強化するとともに、関係行政機関の取り締まり、外国人雇用状況の効果的把握に資するための制度のあり方等についても検討する。
- 4)外国人に対する行政サービスの改善等

このような外国人研修生の増加に適正に対応し、外国人研修生の受け入れの拡大と円滑化を目的として、1)研修希望者に関する情報の提供、2)入国・在留手続きの支援、3)研修状況の把握、4)研修生受け入れ機関への助言、援助等、5)研修終了に伴う帰国促進及び帰国後のフォローアップ等の業務を行う(財)国際研修協力機構(JITCO)が3年9月に設立された。

研修のなかでも特に実務研修を伴う研修は、国内の技術者、技能者等と接しながら作業現場において蓄積された生きた技術を修得する機会を提供できるという他の方式では得られない特徴を有している。そこで、国際協力の一環として技術・技能(以下「技能」という)の移転をより効果的に行う観点から、3年12月の臨時行政改革推進審議会答申(囲み参照)を踏まえ、一定期間の研修を経た上で技能評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下でさらに技能の熟練度を高める機会を提供する新たな制度(技能実習制度(仮称))を創設するとともに、実習生受け入れ企業等に対する必要な支援体制の整備を行うことが検討されている。

